

## 第3章 道路景観形成時における合意形成過程の詳細

本章では、まず3.1において、設計・施工段階における合意形成過程に関し対応すべき内容を具体的に示す。ここでは、道路景観形成を伴う道路事業の合意形成（設計・施工段階）に関し一連の流れを理解するために、第2章で示した「意見交換等の対象が道路景観であるが故に対応すべき3つの観点」に加えて、それ以外の部分（一般的な道路事業の合意形成に関わる部分）についても記述する。また3.2では、設計・施工段階以外の事業段階に関して、「3つの観点」から対応すべき内容を簡単に整理する。

### 3.1 設計・施工段階における合意形成過程

2.1でも述べたように、道路管理者、市民、関係者間の意見交換や討議、合意形成が行われるケースは、今後も道路の事業段階のうちで設計・施工段階におけるものが最も多いと考えられる。そこで本節では、設計・施工段階を材料に、道路景観形成を伴う道路事業の合意形成について対応すべき内容を具体的に示す。ここでは、合意形成の基本ステップ（2.2参照）毎に、「意見交換等の対象が道路景観であるが故に対応すべき3つの観点」に加えて、それ以外の部分（一般的な道路事業の合意形成に関わる部分）に関する対応すべき内容を記述する。

図-3・1には、まず設計・施工段階における合意形成過程で対応すべき項目を示す。

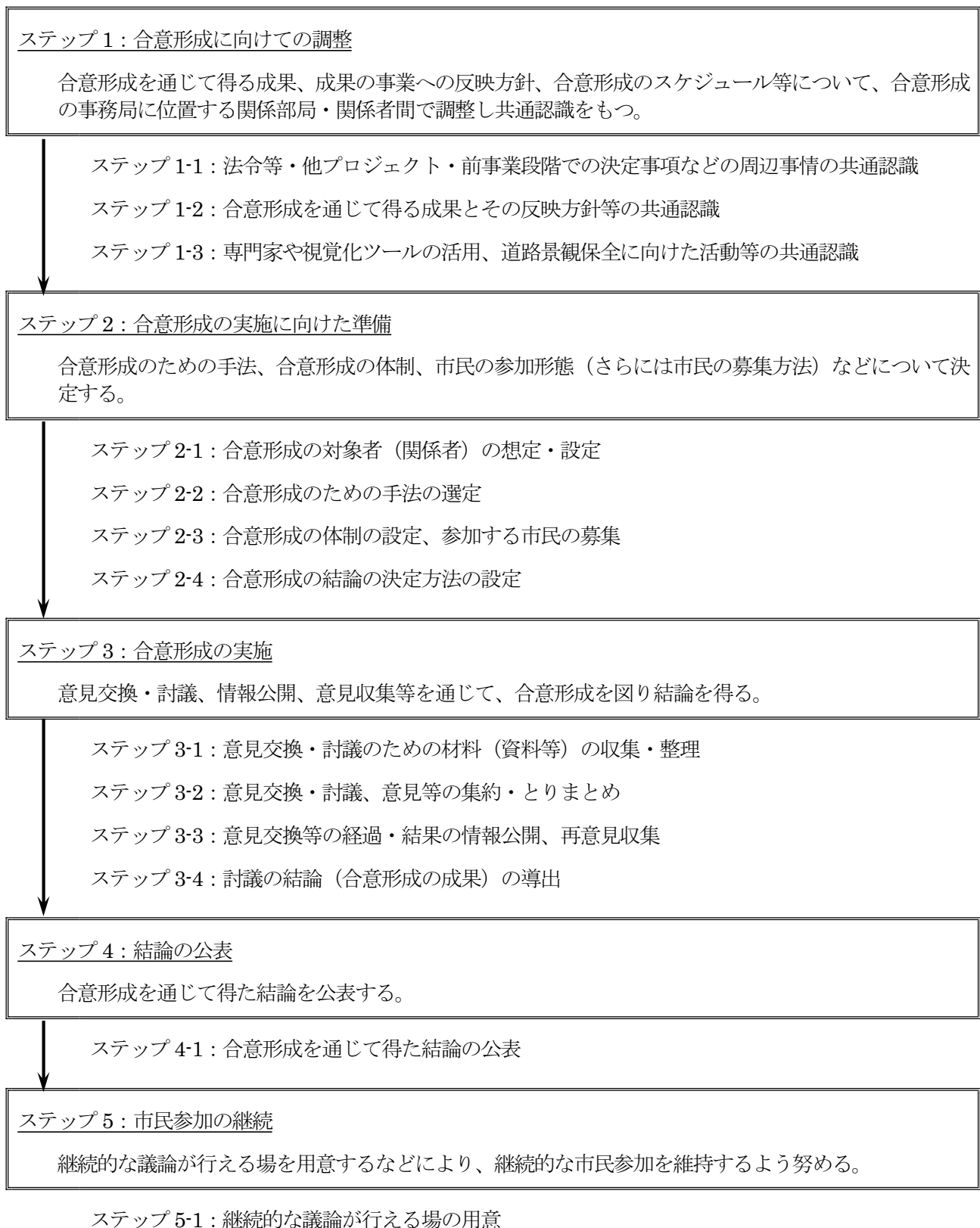


図3-1 設計・施工段階における合意形成過程で対応すべき項目

以下では、図・3・1 に示した項目に沿って、合意形成の基本ステップ毎に、各ステップでのねらい（箱書き）と対応すべき内容を示す。ここで、対応すべき内容は「3つの観点」とそれ以外の点の違いがわかるように、対応すべき内容の表題に続けて、それぞれ「(3つの観点に関連)」あるいは「(一般的な道路事業の合意形成に関連)」と記す。

#### (1) ステップ1：合意形成に向けての調整

合意形成を通じて得る成果、成果の事業への反映方針、合意形成のスケジュール等について、合意形成の事務局に位置する関係部局・関係者間で調整し共通認識をもつ。

##### ステップ1-1：法令等・他プロジェクト・前事業段階での決定事項などの周辺事情の共通認識

###### ・法令・条例、規制、協定等（一般的な道路事業の合意形成に関連）

道路事業の実施に際して関わってくる法令・条例、規制、協定等の有無やその内容について把握し、合意形成時の前提として共通認識を持つ。道路景観形成を伴う道路事業を実施する際に既に条例や規制、協定等で景観等に関する規定がある場合は、それらとの整合を図りつつ道路敷内における各種施設の形状やデザイン、色彩などを検討し合意形成していく必要がある。

###### ・周辺で実施される他プロジェクト（一般的な道路事業の合意形成に関連）

周辺地域で進められている他プロジェクトがある場合は、その内容とその事業から受ける影響等について共通認識を持つ。例えば、合意形成場面への参加者の範囲を設定する際や合意形成のスケジュールを設定する際などに、他プロジェクトの進め方や進捗状況との関係を踏まえる必要が生じる。

###### ・地域の活動等（一般的な道路事業の合意形成に関連）

事業の対象地域で既に実施されている住民活動等について把握し共通認識を持つ。地域活動を行っているグループのメンバーは、合意形成場面でのキーパーソンとなる可能性が高い。

###### ・前事業段階での決定事項（一般的な道路事業の合意形成に関連）

構想段階や計画段階における検討に引き続き設計・施工段階の検討を進める場合は、それまでの検討の経過や決定事項等について共通認識を持つと同時に、それらを踏まえつつ、以後の検討を進めることが重要となる。

##### ステップ1-2：合意形成を通じて得る成果とその反映方針等の共通認識

###### ・設計・施工段階での検討範囲と、合意形成を通じて得る成果（一般的な道路事業の合意形成に関連）

設計・施工段階には、道路の詳細構造や道路施設等のデザインに関する検討が中心となる。ルート設定など前事業段階での議論に後戻りしないよう共通認識を持つ。また設計・施工段階において、どのような範囲までの結論（成果）を得るのかを明確にしておく。

###### ・合意形成成果の事業への反映方針（一般的な道路事業の合意形成に関連）

合意形成を通じて得た結論（成果）の事業への反映方針について共通認識を持つ。合意形成成果を事業に反映させることが基本であるが、行政とは異なる第三者組織が合意形成の活動主体となる場合などは、事

業費等との関係等から、合意形成を通じて得た結論が完全には事業に反映されない場合も考えられる。

・合意形成のスケジュール（一般的な道路事業の合意形成に関連）

道路事業の実施時期を勘案し、概ねの合意形成スケジュールに関して共通認識を持つ。事業実施時期が定まらない場合もあり得るが、合意形成の目標時期を定めその期間内で合意形成を図るよう心がけることが重要である。

ステップ 1-3：専門家や視覚化ツールの活用、道路景観保全に向けた活動等の共通認識

・道路景観の専門家の参画（3つの観点に関連）

道路景観形成時には、尊重すべき地域景観の見出しや、地域景観を踏まえた道路景観の検討、道路景観の案の市民への客観的な説明などを通じて、十分に道路景観面での意見交換や討議を進めることが必要である。これらの点に対しては、道路景観の専門家の参画が有効となる。このため、合意形成に際して専門家を参画させることについて共通認識を持つ。

・視覚化ツールの活用（3つの観点に関連）

道路景観形成時の合意形成においては、市民や他の関係者、道路管理者等の中で、共通の出来上がりイメージを持てるようにすることが重要である。これには、視覚化ツールを適切に活用することが有効となる。このため、視覚化ツールを適切に活用することについて共通認識を持つ。

・道路景観保全に向けた基盤づくり（3つの観点に関連）

沿道建物等も含めて構成される道路景観を、道路景観形成後において保全・維持していくためには、沿道建物の保全や、看板等の乱立の防止などを図ることが重要である。これらの活動のためには、道路景観を保全したいという沿道市民の自発的な意識や、沿道市民による継続的な道路景観保全活動が必要である。このため、沿道市民の意識醸成に向けて道路景観形成時に十分な情報を提供することや、必要に応じて、道路景観形成後に沿道市民の継続的な活動を支援することが有効であり、これらへの対応について関係部局等の中で共通認識を持つ。

(2) ステップ 2：合意形成の実施に向けた準備

合意形成のための手法、合意形成の体制、市民の参加形態（さらには市民の募集方法）などについて決定する。

ステップ 2-1：合意形成の対象者（関係者）の想定・設定

・合意形成の対象者（関係者）の想定・設定（一般的な道路事業の合意形成に関連）

合意形成の対象者を想定し、設定する。合意形成の対象者は、その道路の利用者や沿道市民などが基本となるが、道路の位置づけや性格等を考慮して定めることが必要になる。沿道市民を対象者に設定する場合には、周辺地域の自治会区や学区等のまとまりを利用することができる。

## ステップ 2-2：合意形成のための手法の選定

### ・合意形成のための手法の選定（一般的な道路事業の合意形成に関連）

事業の規模や内容に応じて合意形成のための手法を選定する。合意形成のための手法には、討議や体験を通じた直接参加型の手法や、メディアを通じて情報をやりとりする間接参加型の手法があるが、委員会やワークショップなどのように、参加者が合意形成の場に出席し直接討議できる「討議型」とすることを基本とすべきである。また「討議型」の手法を複数用いたり、「体験型」の手法と組み合わせること、さらにはアンケート調査等の「メディア活用型」との組み合わせにより、より広い対象者に情報提供し意見収集を図ることなども考慮すべきである。

### ・沿道市民の意識醸成に向けた手法の選定（3つの観点に関連）

沿道市民が道路景観を形成し保全したいとの意識を持ち、深められるように、必要に応じて合意形成のための手法を意図的に選定することが考えられる。例えば、ワークショップなど沿道市民が直接的に討議に参加できる手法は、沿道市民が道路に対して愛着や関心を持つ機会を与えるものであり、道路景観の保全に向けて沿道市民の道路景観面での意識醸成を促すものともなりうる。またそのような機会を更に増すために、市民に対しメディアを活用して、道路景観の重要性や道路景観保全の価値、道路景観保全活動の先進事例・既存事例、さらにはそれによって生じたメリットなどを積極的に情報提供していくことなども考えられる。

## ステップ 2-3：合意形成の体制の設定、参加する市民の募集

### ・合意形成の体制づくり（一般的な道路事業の合意形成に関連）

選定した合意形成のための手法を勘案しつつ、合意形成の対象者（道路の利用者や沿道市民）や道路景観の専門家、道路管理者、関係者等の参画により、合意形成に向けた体制を設定する。

### ・道路景観の専門家の参画（3つの観点に関連）

尊重すべき地域景観の見出しや、地域景観を踏まえた道路景観の検討、道路景観の案の市民への客観的な説明などの道路景観形成時における支援を期待し、委員会や懇談会の委員、ワークショップにおける第三者的なアドバイザー等として、合意形成の体制の中に道路景観の専門家を参画させる。

道路景観の専門家としては、道路景観に知見を持つ学識経験者や有識者に加えて、同様に道路景観に知見を持つ建設コンサルタント職員などが考えられる。あまりに著名な専門家を参画させた場合には、その専門家が発言をリードし参加者が発言しにくい雰囲気となることや、最初から専門家任せとなって意見が出ないなどの弊害も考えられるので注意が必要である。

### ・参加する市民の募集（3つの観点に関連）

合意形成のための手法に応じて参加する市民を募集する。募集に際しては、地域活動等を行っているグループ等からの参画について考慮する。また道路景観形成後における沿道市民の継続的な活動を期待し、沿道市民の中のキーパーソンを合意形成の体制の中に参画させるよう努める。

## ステップ 2-4：合意形成の結論の決定方法の設定

### ・合意形成の結論の決定方法の設定（一般的な道路事業の合意形成に関連）

合意形成の結論を得る方法について設定する。参加者の合意に基づき結論を得ることが基本であり、多数決により決着を得ることは極力避ける。委員会形式の場合は、委員長等の総括によりやむを得ず結論を得ることも考えられる。合意の際には、少数意見、反対意見も記録に残すようにし、配慮点や課題として継承していくことが望ましい。

## (3) ステップ 3：合意形成の実施

意見交換・討議、情報公開、意見収集等を通じて、合意形成を図り結論を得る。

ステップ 3 では、委員会等における討議の度に「意見交換・討議のための材料の収集・整理」、「意見交換・討議、意見集約・とりまとめ」、「意見交換等の経過・結果の情報公開」の順で手順が進められ、このサイクルを繰り返すことを通じて、委員会等での議論が深まり最終的な結論が導かれる。

## ステップ 3-1：意見交換・討議のための材料（資料等）の収集・整理

### ・意見交換・討議のための材料の収集・整理（一般的な道路事業の合意形成に関連）

意見交換、討議に先立ち、そのための材料を収集・整理する。合意形成の初期段階では、事業の必要性、上位計画・プロジェクト、地域住民・沿道市民のニーズなどについて収集・整理し意見交換等に望むこととなり、委員会等での討議が進むに連れて、本来の合意を図るべき事項に焦点が移り、それに関する材料を収集・整理することとなる。

### ・視覚化ツールを用いて提示する内容の整理（3つの観点に関連）

意見交換、討議の進捗に合わせて、使用する視覚化ツールと、視覚化ツールを用いて提示する内容を整理する。合意形成の初期段階では、前事業段階での決定事項等について視覚化ツールを用いて提示することが考えられ、委員会等での討議が進むに連れて、道路景観のコンセプトやその出来上がりイメージなどが視覚化ツールを用いて提供される。討議内容の深まりに応じて、視覚化ツールもラフなものから精細なもの、写真等を用いたものから三次元的な模型を用いたものへと変化させ、参加者の出来上がりイメージを順に固めていくことが有効である。

## ステップ 3-2：意見交換・討議、意見等の集約・とりまとめ

### ・委員会等における資料説明、意見交換・討議（一般的な道路事業の合意形成に関連）

委員会等において、討議すべき点に関わる資料を用い説明するとともに、意見交換・討議を進める。意見交換・討議では、発言者が偏ることのないよう留意する必要がある。

### ・道路景観の専門家による解説、アドバイス（3つの観点に関連）

道路景観の専門家は、意見交換・討議の際に次の観点から、解説・アドバイスを加える。

尊重すべき地域景観の見出し

地域景観を踏まえた道路景観の検討

道路景観の価値等の基礎的な知識に関する説明

道路景観の案の市民への客観的な説明

市民意見の反映方法の検討 等

・視覚化ツールの活用（3つの観点に関連）

意見交換・討議の場において視覚化ツールを用い、市民や他の関係者、道路管理者等の中で出来上がりイメージの共有化を進め、意見交換・討議の活発化を図る。討議内容の深まりに連れて、視覚化ツールを用いて提示する情報を適宜精細なものへと更新したり、道路内外の様々な視点やドライバーの視点などからの見え方を提示するなどにより、道路景観の出来上がりイメージを徐々に固めていく。

・意見等の集約・とりまとめ（一般的な道路事業の合意形成に関連）

提示された意見を集約するとともに、討議結果をとりまとめ、合意に至った事項とそうでない事項とを整理する。合意に至らなかった事項については、継続的に審議する課題としてまとめておく。

ステップ 3-3：意見交換等の経過・結果の情報公開、再意見収集

・経過・結果の情報公開（一般的な道路事業の合意形成に関連）

意見交換の場に参加していない市民や関係者に対して意見交換・討議の経過や結果を情報公開するため、委員会等での経過や合意事項等について広報・周知用資料を作成し配布する。この際には、広報・周知用資料に加えて、委員会等で用いた資料、視覚化ツール、議事録等を用いることもできる。

・再意見収集の実施（一般的な道路事業の合意形成に関連）

意見交換の場に参加していない市民や関係者の意見を次回以降の委員会等に反映させたい場合や、ワークショップに参加した一部の市民の意見だけでは結論を導くことが困難な場合などは、意見交換等の経過・結果の情報公開に引き続き、広く意見を収集することが考えられる。このような場合は、適宜アンケート調査等を実施して意見を再収集することが必要となる。

・沿道市民の道路景観面での意識醸成に向けた情報提供（3つの観点に関連）

沿道市民が道路景観を形成し保全したいとの意識を持ち、深められるように、市民に対して、道路景観に関わる情報の提供を図る。ここでは、道路景観の重要性や道路景観を保全することの価値などに関する情報を提供するとともに、道路景観保全活動の先進事例・既存事例やその道路景観保全活動を通じて生じたメリットなどについても情報提供することが有効である。意見交換の場において地域の歴史や風土に詳しい人物から話を聞く機会を設けることや、地域の小中学校での情報提供、家族で参加できるイベント等を通じた情報提供なども、市民の道路景観面での意識醸成に有効と考えられる。

・継続的道路景観保全活動に向けた案内の提供（3つの観点に関連）

合意形成を通じて、沿道市民の中に道路景観を保全したいという自発的な意識や継続的な保全活動の動きが見られ、また道路景観形成後に、沿道市民間の意見交換を支える手続きを用意するなど、何らかの方法で沿道市民の継続的な活動を支援することが可能な場合は、その実施可能性を市民に案内する。このような支援策は、基本的に市民の自主的な活動を後押しするためのものであり、支援策を提示して市民に活動を押しつけるものであってはならない。

#### ステップ 3-4：討議の結論（合意形成の成果）の導出

##### ・討議の結論の導出（一般的な道路事業の合意形成に関連）

委員会等を通じて得た一連の合意事項を整理するとともに、意見交換の場において説明して最終的な合意を得、討議の結論（合意形成の成果）とする。

#### (4) ステップ 4：結論の公表

合意形成を通じて得た結論を公表する。

#### ステップ 4-1：合意形成を通じて得た結論の公表

##### ・結論の公表（一般的な道路事業の合意形成に関連）

合意形成を通じて得た結論を公表する。合意形成の活動主体に行政が含まれる場合（行政主導型、行政市民一体型）は、合意形成を通じて得た結論と合意形成後に展開される活動（例えば事業）との間で内容が大きく異なることは少ないが、第三者組織が活動主体となった場合（第三者組織主体型）には、結論とその後の活動で違いが生じる場合がある。第三者組織が活動主体となった場合は、活動主体がどのような位置づけにあるか、実際の道路事業とはどう関わるかも含めて結論を公表すべきである。

##### ・公表に際しての視覚化ツールの活用（3つの観点に関連）

合意形成を通じて得た結論を公表する際には、意見交換・討議に用いた視覚化ツールを活用し、出来上がりイメージを広く市民に公表する。この際には、チラシやパンフレット、さらには新聞、タウン誌、テレビ等を通じてパースやCGにより描いた出来上がりイメージを提示したり、視覚化ツールとして模型を用いた場合は、役所や市民ホールなど市民が目にしやすい場所にそれを展示する方法などがある。

#### (5) ステップ 5：市民参加の継続

継続的な議論が行える場を用意するなどにより、継続的な市民参加を維持するよう努める。

#### ステップ 5-1：継続的な議論が行える場の用意

##### ・継続的な議論が行える場の用意（一般的な道路事業の合意形成に関連）

合意形成を通じて得た結論がその後の事業等により実現できたか、さらには合意形成で得た結論のレベルを維持できているかなどについて、市民が継続的に意見交換等を行える場を用意し、市民参加の継続的な維持に努める。

##### ・道路景観の専門的視点からのアドバイスの提供（3つの観点に関連）

必要に応じて、道路景観に関する相談を受け付けたり、専門的視点から道路景観に対するアドバイスを提供し、継続的な道路景観レベルの維持に努める。



### 3.2 他事業段階における合意形成過程

道路事業の設計・施工段階における合意形成過程に関し対応すべき内容は、3.1 に示したとおりである。本節では、道路事業の構想段階、計画段階、維持管理段階に関して、「意見交換等の対象が道路景観であるが故に対応すべき3つの観点」から対応すべき内容を簡単に整理する（表・3・1～表・3・3）。

しかしながら、構想段階、計画段階、維持管理段階における合意形成の事例やそれに道路景観形成を伴う場合の事例は現時点においては極めて少ないものと考えられ、ここで示す対応すべき内容についても今後の更なる事例の蓄積に応じて改良・改善していくべきものと考えられる。

表3・1 構想段階における「3つの観点」からの対応すべき内容

	道路景観の専門家の参画	視覚化ツールの活用	道路景観保全に向けた基盤づくり
ステップ1: 合意形成に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路事業の実施に際して尊重すべき地域景観の見出し等を進めると、道路景観の専門家を参画させることについて、関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構想段階であるため概念的にならざるを得ないものの、合意形成の参加者間で共通の出来上がりイメージを持つよう、視覚化ツールを適切に活用することについて、関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の道路景観面での意識醸成のために、道路景観に関する情報提供を進めるべきことについて関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>
ステップ2: 合意形成の実施に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>尊重すべき地域景観などの有益な情報の提供を期待し、合意形成の体制の中に道路景観の専門家を参画させる。</li> <li>構想段階では道路景観が中心的な議題となることは少ないため、道路景観の専門家は委員やアドバイザーとして参画することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
ステップ3: 合意形成の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路景観の専門家は、尊重すべき地域景観等に関して意見を述べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概念的にならざるを得ないものの、合意形成の参加者間で出来上がりイメージを共有できるよう視覚化ツールを用いる。</li> <li>ここでは、ラフな図に注釈コメントを加えるような視覚化ツール（例えばスケッチやパースなど）が使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の道路景観面での意識醸成を促すため、市民に対し道路景観に関する情報の提供等を図る。</li> </ul>
ステップ4: 結論の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、視覚化ツールを活用し合意形成で得た結論を広く市民に知らせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>
ステップ5: 市民参加の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>

表-3・2 計画段階における「3つの観点」からの対応すべき内容

	道路景観の専門家の参画	視覚化ツールの活用	道路景観保全に向けた基盤づくり
ステップ1: 合意形成に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>尊重すべき地域景観の見出しや、地域景観を踏まえた道路景観の検討、道路景観の案の市民への客観的な説明など、道路景観の専門家の役割に期待し、道路景観の専門家を参画させることについて、関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合意形成の参加者間で共通の出来上がりイメージを持てるようにするため、視覚化ツールを適切に活用することが有効となる。このため、視覚化ツールを活用することについて、関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の道路景観面での意識醸成のために、道路景観に関する情報提供を進めるべきことについて関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>
ステップ2: 合意形成の実施に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>尊重すべき地域景観などの有益な情報の提供を期待し、合意形成の体制の中に道路景観の専門家を参画させる。</li> <li>道路景観の専門家は委員やアドバイザーとして参画することが考えられる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>
ステップ3: 合意形成の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画段階において道路のルートや概ねの道路構造が検討されるに際し、道路景観の専門家は下記に示すような役割を務める。</li> <li>尊重すべき地域景観の見出し</li> <li>地域景観を踏まえた道路景観の検討</li> <li>道路景観の案の市民への客観的な説明 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合意形成の参加者間で出来上がりイメージを共有できるよう視覚化ツールを用いる。</li> <li>道路のルートや概ねの道路構造について意見交換等を進めるため、視覚化ツールも鳥瞰図等を用いながら、ラフなものから徐々に精細なものへと作り込んでいくことが有効である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の道路景観面での意識醸成を促すため、市民に対し道路景観に関する情報の提供等を図る。</li> </ul>
ステップ4: 結論の公表	<p style="text-align: center;">-</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、視覚化ツールを活用し合意形成で得た結論を広く市民に知らせる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">-</p>
ステップ5: 市民参加の継続	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

表-3-3 維持管理段階における「3つの観点」からの対応すべき内容

	道路景観の専門家の参画	視覚化ツールの活用	道路景観保全に向けた基盤づくり
ステップ1: 合意形成に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽の大規模な剪定や更新、樹種の変更等に関しては、地域景観に即した道路景観の検討、道路景観の案の市民への説明などの観点で、道路景観の専門家の参画が有効となる。このため、維持管理段階における合意形成に際し専門家を参画させることについて、関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽の更新等に関しては、市民や他の関係者、道路管理者等の間で、共通の出来上がりイメージを持てるようにするため、視覚化ツールを適切に活用することが有効となる。このため、視覚化ツールを活用することについて、関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路景観を保全しようという沿道市民の自発的な意識を醸成し、道路景観の再形成後に沿道市民による継続的な道路景観保全活動を進めるためには、種々の情報を提供することや、沿道市民の継続的な活動を支援することが有効であり、これらへの対応について関係部局等の間で共通認識を持つ。</li> </ul>
ステップ2: 合意形成の実施に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>合意形成過程における支援を期待し、合意形成の体制の中に道路景観の専門家を参画させる。</li> <li>道路景観の専門家は、委員会や懇談会の委員、ワークショップにおける第三者的なアドバイザー等として参画させる。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道市民の意識醸成を促すため、市民に対し道路景観の情報提供等ができる手法を用いる。</li> <li>植栽の更新、樹種の変更等の際に合意形成が進められる場合には、沿道市民の中のキーパーソンを合意形成の体制の中に参画させるよう努める。</li> </ul>
ステップ3: 合意形成の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>合意形成にあたって、道路景観の専門家は下記に示すような役割を務める。 地域景観に即した道路景観の検討 道路景観の案の市民への客観的な説明 市民意見の反映方法の検討 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換、討議の場において視覚化ツールを用い、市民や他の関係者、道路管理者等の間で出来上がりイメージを共有したり、意見交換や討議の活発化に資する。</li> <li>視覚化ツールを用いて提示する情報を適宜精細なものへと更新し、道路景観の出来上がりイメージを徐々に固めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道市民の意識醸成を促すため、市民に対し道路景観に関する情報の提供等を図る。</li> <li>沿道市民の中に継続的な保全活動の動きが見られ、また合意形成後に沿道市民間の意見交換を支える手段を用いるなど、何らかの方法で沿道市民の継続的な活動を支援することが可能な場合は、その実施可能性を市民に案内する。</li> </ul>
ステップ4: 結論の公表	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>合意形成を通じて得た出来上がりイメージを、視覚化ツールを用いて広く市民に知らせる。</li> </ul>	—
ステップ5: 市民参加の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、道路景観の専門的視点からアドバイスを提供する。</li> </ul>	—	—